

(仮訳)

プレス・リリース

2017年12月7日

中央銀行総裁・銀行監督当局長官はバーゼルⅢの最終化に合意

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（G H O S）は、金融危機後の規制改革作業であるバーゼルⅢのうち、最後まで残っていた部分を承認した。

G H O S議長であるマリオ・ドラギ欧洲中央銀行（E C B）総裁は、「本日、バーゼルⅢ規制改革が承認されたことは、自己資本の枠組みの頑健性をより高め、銀行システムの信頼性の向上につながる重要な節目となる」と発言した。また、「規制改革のパッケージがG H O Sの承認を受けたことで、金融危機の発生を契機に開始された規制枠組みのグローバルな改革がここに完了した」とも述べた。

バーゼル委議長であるステファン・イングベス・スウェーデン中央銀行総裁は、「これらの規制改革は、銀行のリスクアセットの過度なばらつきの軽減に資するものであり、リスクアセット対比でみた自己資本比率の比較可能性や透明性を向上させる。バーゼルⅢ規制改革のアジェンダが完了した今、我々として注力すべき重要な課題は、バーゼルⅢ規則が各地域で整合的に実施されることを確実なものとしていくことである。このため、バーゼル委としては、整合性評価プログラム等を通じ、バーゼルⅢ規則の実施状況を引き続き注意深くモニタリングしていく」と発言した。

G H O Sが承認した規制改革には以下の要素が含まれる。

- 現行手法の頑健性やリスク感応度の向上につながる信用リスクの標準的手法の見直し
- 低デフォルト・ポートフォリオに対する最も先進的な内部モデル手法の使用を制限する信用リスクの内部モデル手法の見直し
- 内部モデル手法の廃止および新たな標準的手法の導入を含むC V A (信用評価調整)リスクの枠組みの見直し
- オペレーションル・リスクに係る既存の標準的手法および先進的計測手法の廃止・新たな標準的手法の導入
- レバレッジ比率の計測手法の見直しに加え、グローバルなシステム上重要な銀行

(G-SIBs)に対し、資本サーチャージの50%分のTier1資本をバッファーとして上乗せするレバレッジ比率バッファーの導入

- 各種内部モデル手法により算出された銀行のリスクアセットが、全体として、バーゼルⅢ規制の標準的手法の枠組みで計算されたリスクアセットの72.5%を下回らないようにする総アウトプット・フロアの導入。銀行は、標準的手法のもとにおけるリスクアセットを開示することも求められる。

合意された規制改革の簡潔なポイントは、添付の概要に記載されている。一連の規制改革の詳細を記述したバーゼルⅢ最終規則文書およびこれら一連の規制改革を巡るバーゼル委の定量的影響度評価も本日同時に公表する。見直し後の規則は、2022年1月より、5年間の移行期間を経て適用される。バーゼル委は金融危機以降の一連の規制改革の影響評価プログラムを設けており、金融安定理事会(FSB)による規制改革の影響評価の取り組みにも積極的に参加していく。

GHOsメンバーは、いくつかの銀行の自己資本改革、とりわけ最も複雑な規則の実施に引き続き課題があることを認識している。このため、GHOsは、新たなマーケット・リスクの最低所要自己資本規制の実施時期および報告開始時期を、当初の2019年から2022年1月1日へ延期するとのバーゼル委の提案を承認した(これは、改定された規制枠組みの実施と当局への報告日の双方を構成するものである)。新たなマーケット・リスクの規制枠組みの実施日を延期した結果、本日公表されたバーゼルⅢの信用リスクおよびオペレーションル・リスクと規制改革の実施日が揃うことになる。これにより、銀行が新たな規制枠組みを適用するために必要なシステム・インフラ開発の時間、加えて、バーゼル委がマーケット・リスクの枠組みに関する特定の課題に対応するための時間が確保されると見込まれる。後者の課題には、標準的手法と内部モデル手法のカリブレーションを、バーゼル委による当初想定と整合的になるよう再検討することが含まれる。

そのうえで、GHOsメンバーは、マーケット・リスクの最低所要自己資本規制を含む本規制改革パッケージの全ての要素について、完全、適時、かつ整合的に実施されるべきものであるという点を再確認した。GHOsが合意した規制は最低基準である。したがって、各法域はより保守的な規制を採用すると判断することもできる。さらに、各法域が内部モデル手法を一切導入しない代わりに標準的手法のみを導入しても、当該法域の規制はバーゼル規制の枠組みと整合的と判断される。